

決済用普通預金（無利息型）

預・22

平成26年12月16日現在

| | |
|--------------------------------------|---|
| 商品名 (愛 称) | 決済用普通預金（無利息型） |
| ご利用いただける方 | ・定めはありません。 |
| 預入期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | ・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・随時払戻しできます。 |
| 利 息 | ・無利息 |
| 税 金 | — |
| 手数料 | ・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください）。 |
| 付加できる 特約事項 | ・個人は、「総合口座」のお取扱いができます（自動継続定期預金を担保として組み入れ、合計残高の90%、または上限300万円のうちいずれか少ない金額までの範囲で自動ご融資し、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります）。 |
| 中途解約時 のお取扱い | — |
| 金利情報の 入手方法 | — |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> |

その他参考
となる事項

- ・預金保険機構の付保対象預金です。
- ・「決済用普通預金」については、「無利息・要求払・公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取」の三つの要件を満たし、預金保険制度により、全額保護となります。
なお、決済用普通預金を総合口座としてご利用されている場合、組み入れた定期預金については、預金者一人当たり元本1,000万円とその利息が保護対象となります。
- ・一般普通預金から決済用普通預金への切替は可能です。
- ・決済用普通預金から一般普通預金への切替はできません。

北 群 馬 信 用 金 庫